

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
9月2日
(水曜日)

目次

○公告

美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等（文化振興課）……………一
秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等（文化振興課）……………二



（一九四）美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第十五条第二項の規定により、美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせようとする美術館の概要

名 称	位 置
山口県立美術館	山口市
山口県立萩美術館・浦上記念館	萩市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- （一）条例第三条第一号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に附帯するものに限る。）。
 - （二）条例第三条第三号に掲げる業務に関すること（美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関するものを除く。）。
 - （三）条例第三条第四号に掲げる業務に関すること（生涯学習の支援に関することに限る。）。
 - （四）条例第三条第五号に掲げる業務に関すること（知事が定めるものに限る。）。
 - （五）条例第八条の許可をすること。
 - （六）条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は条例第八条の許可を取り消すこと。
 - （七）施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定しようとする期間
令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間
- 応募者に必要な資格に関する事項
- 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同事業体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。
- （一）法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
 - 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- （二）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- （三）法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- （四）暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- （五）指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九

十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同事業体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同事業体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県観光スポーツ文化振興課

(二) 期間

令和八年九月二日から同年十月六日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立美術館規則（平成十九年山口県規則第十二号）第七条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県観光スポーツ文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和八年九月二日から同年十月六日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を次の表のとおり行う。

名 称	日 時	場 所
山口県立美術館	令和八年九月十四日（月曜日） 午前十時三十分	山口市亀山町三番一号 山口県立美術館会議室
山口県立萩美術館・浦上記念館	令和八年九月十四日（月曜日） 午後三時	萩市大字平安古町五八六番地の一 山口県立萩美術館・浦上記念館講座室

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を

受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
(三) 詳細については、山口県観光スポーツ文化振興課（電話〇八三一九三三—二六二七）に問い合わせること。

(一九五) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県芸術村条例（平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。）第十一条第二項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるとは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同事業体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て

又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(三) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(四) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第百四十二条（同法第百六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同事業体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同事業体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県観光スポーツ文化部文化振興課

(二) 期間

令和八年九月二日から同年十月六日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県芸術村規則（平成十年山口県規則第九十四号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県観光スポーツ文化部文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

令和八年九月二日から同年十月六日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を令和八年九月十一日（金曜日）午後三時から美祢市秋芳町秋

吉五〇番地 秋吉台国際芸術村研修室一において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県観光スポーツ文化部文化振興課（電話〇八三―九三三―二六二七）に問い合わせること。

令和八年九月二日印刷
令和八年九月二日發行

發行人
發行所

山口県知事
山口県知事